別表省令別表第三に掲げる救助器具の項中「水中探査装置※※※」を「水中探査装置※※※　一　検知型遠隔探査装置※　一」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○財務省告示第百二十一号

財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令に基づく手続等及び財務省が他の行政機関と共同で所管する公益法人の設立又は監督に関する手続等のうち、関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を適用する範囲を定める件（平成十六年三月財務省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日　　財務大臣　菅　**直人**

別表第十四号中「第四十三条第二項」を「第三十五条の五第二項」に改める。

別表中第三十五号を削り、第三十六号を第三十五号とし、第三十七号から第七十二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表中第七十一号の次に次の一号を加える。

七十二　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）に基づく手続等（第百三条第二項に基づく手続等を除く。）　厚生労働省

○財務省告示第百二十二号

歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第二十八条の三第四項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件（平成十五年三月財務省告示第百五十六号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年四月一日　　財務大臣　菅　**直人**

「児童手当勘定」を「児童手当及び子ども手当勘定」に、「徴収する拠出金」を「徴収する拠出金（平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用する児童手当法第二十条第一項の規定により同項第一号に掲げる者から徴収する拠出金を含む。）」に改め、第四号中「第二十二条第一項」を「第二十二条第一項（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用する場合を含む。）」に改める。

○財務省告示第百二十三号

歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第四十六条の二の規定に基づき、同条に規定する分任歳入徴収官を次のように指定する。

平成二十二年四月一日　　財務大臣　菅　**直人**

会計名	主管（又は所管）庁名	分任歳入徴収官
一般会計	内閣府	沖縄総合事務局の財務出張所の分任歳入徴収官
	法務省	地方検察庁の支部の分任歳入徴収官
		区検察庁の分任歳入徴収官
	財務省	財務局出張所及び福岡財務支局出張所の分任歳入徴収官
		財務事務所出張所の分任歳入徴収官
		税関支署の分任歳入徴収官
		税関出張所の分任歳入徴収官
		税関支署出張所の分任歳入徴収官
		国立光明寮、国立保養所及び国立知的障害児施設の分任歳入徴収官
	国土交通省	地方整備局の河川国道事務所、砂防国道事務所又は国道事務所の分任歳入徴収官で国土交通大臣の指定するもの
		財務事務所の分任歳入徴収官
		財務局出張所及び福岡財務支局出張所の分任歳入徴収官
		財務事務所出張所の分任歳入徴収官
		地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所並びに沖縄総合事務局の分任歳入徴収官
		地方整備局の河川国道事務所、砂防国道事務所又は国道事務所の分任歳入徴収官で国土交通大臣の指定するもの
財政投融資特別会計（特定国有財産整備勘定に限る。）	財務省及び国土交通省	
食料安定供給特別会計	農林水産省	
社会資本整備事業特別会計	国土交通省	

附　則

1　この告示は、平成二十二年四月一日から適用する。

2　次に掲げる告示は、廃止する。

一　歳入徴収官事務規程第四十六条の二の規定に基づき分任歳入徴収官を指定する件（昭和二十九年九月大蔵省告示第千五百三十五号）

二　歳入徴収官事務規程第四十六条の二の規定に基づき分任歳入徴収官を指定する件（昭和二十九年十一月大蔵省告示第千九百五号）

三　歳入徴収官事務規程第四十六条の二の規定に基づき分任歳入徴収官を指定する件（昭和四十三年三月大蔵省告示第二十五号）

○財務省・農林水産省告示第六号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日　　財務大臣　菅　**直人**

農林水産大臣　赤松　広隆

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年八厘
七年を超え八年以下	年八厘五毛
八年を超え九年以下	年九厘五毛
九年を超え十年以下	年一分五毛
十年を超え十一年以下	年一分一厘五毛
十一年を超え十三年以下	年一分二厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分三厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分四厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分五厘五毛
十七年を超え十八年以下	年一分六厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年一分七厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第七号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号の下欄のヲ及び別表第五第一号の2の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十六号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年四月一日　　財務大臣　菅　**直人**

農林水産大臣　赤松　広隆